

東京都環境審議会  
水質土壌部会（第1回）

日 時：平成23年8月4日（木）午前10時00分

場 所：都庁第二本庁舎10階212会議室

## 午前 10 時 00 分開会

○宮沢環境政策課長 それでは、定刻でございますので、ただいまから第 1 回「東京都環境審議会水質土壌部会」を開会いたしたいと存じます。

委員の皆様には、本日お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

私は、環境局の環境政策課長の宮沢でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日は、委員の改選後初めての部会でございますので、部会長が選任されるまでの間、私が司会進行役を務めさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

本日の部会は、7月7日付で、第7次水質総量削減計画の策定及び総量規制基準の設定につきまして、石原知事より環境審議会に諮問がなされたところでございます。同日付で審議会の会長より水質土壌部会に対しまして付議されておりますので、その事項につきまして御審議いただくというのが本日の趣旨でございます。本日の部会、また、今後のパブリック・コメントなども経まして、10月中旬ごろの開催を予定してございます第2回部会におきまして答申をいただき、そのような大まかなスケジュールで進めていければと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、まず冒頭に、定足数の確認でございます。本日は、委員が5名の先生方で構成されておりますが、現在4名の先生に御出席いただいております。それで、駒井委員につきましては30分ほど遅れるという御連絡をちょうだいしておりますので、恐らく最終的には5名全員の出席ということになるかと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日は、申し訳ございませんが、自然環境部長の高橋が公務により出席できないという状況でございますので、開会に当たりまして自然環境部長代理といたしまして谷上緑施策推進担当部長から一言ごあいさつを申し上げたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

○谷上緑施策推進担当部長 皆さん、おはようございます。緑施策推進担当部長の谷上と申します。

本来ならば自然環境部長の高橋がごあいさつするところなのですが、申し訳ございませんが、所用のため、私が代わりにあいさつをさせていただきます。

委員の皆様方には、大変お忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日は、東京湾の水質改善のための第7次総量削減計画の策定と、総量規制基準値の設定についての御審議をお願いするところでございます。水質汚濁防止法の規定に基づきまして総量削減制度がございますが、下水道の整備、高度処理施設の導入などの生活排水対策の推進や、一定規模以上の事業所に対しまして1日に排出できる汚濁負荷量を定め、その総量を規制することなどによりまして東京湾の閉鎖性水域の水質の改善を図っていくための制度でございます。対象となる物質につきましては、COD、窒素、りんの種類でございます。

これまで、昭和54年から第6次にわたりまして計画を策定しまして施策を進めてまい

りました。都の実績、CODで見ますと、昭和54年当初から1日当たり180tあったものが、平成21年度には54t、約3分の1にまで削減されてきたところでございます。しかしながら、いまだに東京湾では夏場に赤潮が引き続き見られるなどの状況がございます。

また、国の中央環境審議会におきましても昨年3月に答申が出されまして、東京湾におきましては今後の水質の改善を進める必要があるとされているところでございます。この答申に基づきまして、本年6月15日には環境大臣から、平成26年度における目標を定めました総量削減基本方針が各都道府県知事に示されたところでございます。この中では、CODなどの対象物質につきまして、発生源別、都県別の目標量、目標達成の方法などが示されてございます。都としましては、この総量削減基本方針に基づきまして、現在、総量削減計画の策定と総量規制基準の設定をする準備を進めてきているところでございます。

また、先月7月7日には、都の環境審議会におきまして本件についての諮問がなされました。同日付で本部会に付議がなされてございます。

本日は、この総量削減計画及び総量規制基準値の案につきまして、委員の皆様方から多くの貴重な御意見をいただきますよう、お願い申し上げます。

簡単でございますが、あいさつとさせていただきます。

以上でございます。

○宮沢環境政策課長 それでは、続きまして、お手元の資料の確認をさせていただきたいと存じます。

お手元の資料、まず会議次第がございます。

その次に、資料1といたしまして、委員の名簿がございます。

資料2といたしまして、前回7月7日の諮問文のコピーでございます。

資料3が、部会への付議文になっております。

資料4以降が、本日の主題でございます。

資料4が、「東京湾における東京都の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画（案）」でございます。

資料5が、「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準（案）」。

資料6-1が、「総量削減計画（案）補足資料（その1）」。

資料6-2が、「総量削減計画（案）補足資料（その2）」。

資料7-1が、「総量規制基準（案）補足資料（その1）」。

資料7-2が、「総量規制基準（案）補足資料（その2）」となっております。

資料8が、「今後のスケジュール（案）」でございます。

参考資料1以降が、関連法規になってございます。

参考資料1が、「水質汚濁防止法（抜粋）」。

参考資料2が、環境省の告示の内容。

参考資料3が、前回の総量削減計画の写し。

参考資料4が、第6次の総量規制基準。

参考資料5が、環境基本法の法令の抜粋のコピーとなっております。

過不足等がございましたら、係までお知らせいただければと思います。よろしくお願い申し上げます。

それでは、まず、資料1の名簿に従いまして、本日初回ということもございますので、水質土壌部会の委員として御就任いただいております先生方の皆様を名簿順に御紹介申し上げたいと思います。着席のままで結構でございますので、一言いただければと思います。

まずは、大前委員でございます。

○大前委員 大前でございます。

今まで化学物質の健康影響のことをメインにやっておりました。水質のこういうものは今回初めてでございますので、いろいろわからないことがありますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

○宮沢環境政策課長 よろしく願いいたします。

続きまして、小河原委員でございます。

○小河原委員 小河原でございます。よろしくお願いいたします。

どちらかという、生き物屋さんなものですから、特に今年は葛西の海浜公園でコアジサシという、ある意味で絶滅危惧の鳥なんですけれども、珍しく繁殖いたしまして、ただ、この間の台風の高波で少し心配なんですけど、よろしくお願いいたします。

○宮沢環境政策課長 よろしく願いいたします。

駒井委員は、本日30分ほど遅れていらっしゃるという御連絡をちょうだいしております。

続きまして、中村委員でございます。

○中村委員 初めまして。

こういう場にいるのがふさわしいのかわかりませんが、環境NGOに2つばかりと、環境NGOの会報の編集などをやっております関係でお声がかかったかと思えます。法律家ですので、こういう数字は全然わかりませんが、いろいろ教えていただきながらやりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○宮沢環境政策課長 よろしく願いいたします。

続きまして、古米委員でございます。

○古米委員 東京大学の古米です。

専門は環境工学ですので、水道とか下水道とか、あるいは水環境とか、一応、今日の内容については理解しておりますので、よろしくお願いいたします。

○宮沢環境政策課長 よろしく願いいたします。

続きまして、本日出席しております環境局の職員を紹介させていただきます。

自然環境部の谷上緑施策推進担当部長でございます。

○谷上緑施策推進担当部長 谷上でございます。

○宮沢環境政策課長 小林水環境課長でございます。

○小林水環境課長 小林でございます。よろしくお願ひいたします。

○宮沢環境政策課長 それから、私は宮沢でございます。引き続き、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、ただいまから議事に入らせていただきたいと思います。まず、部会長の選任に入らせていただきます。

部会長は、審議会規則第7条第3項に基づきまして、部会委員の皆様の互選によりお選ひいただくことになってございますが、いかがでございましょうか。

どうぞ。

○小河原委員 古米委員が、水質が御専門でございますし、国の中央環境審議会では水環境部会で総量削減の専門委員会とか、あるいは総量規制基準の専門委員会の委員も務めていらっしゃるということで、是非、古米委員に部会長をお願いできればと思いますけれども、いかがでしょうか。

○宮沢環境政策課長 ありがとうございます。

ただいま、小河原委員から、是非、古米委員にという御推挙をいただきましたが、皆様いかがでございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

○宮沢環境政策課長 ありがとうございます。

それでは、異議なしという御意見をいただきましたので、古米委員にお願いしたいと存じます。古米委員、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○古米委員 よろしくお願ひいたします。

○宮沢環境政策課長 それでは、古米委員、どうぞ、部会長のお席の方にお移りいただければと思います。

(古米委員、部会長席に着席)

○宮沢環境政策課長 それでは、これからの議事につきましては、古米部会長にお願い申し上げます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○古米水質土壌部会長 部会長に選任されましたので、この今回の総量規制の話ですけれども、水環境問題について非常に重要な規制・制度の中で、東京都が今後どう対策をするのかという方針ですので、しっかりと議論させていただきたいと思います。

それでは、早速でございますけれども、お手元の議事次第でございますように、2番目に書いてあります「第7次水質総量削減計画の策定について」ということで、審議すべき内容について事務局の方から御説明させていただきたいと思います。お願ひいたします。

○小林水環境課長 それでは、私の方から、よろしくお願ひいたします。

この削減計画についてでございますけれども、先ほど部会長の説明にもございましたとおり、今回、第7次の計画策定ということになります。この計画につきましては、おおむね5年に1度の割りで審議会での検討をお願いしているという状況でございます。

したがって、本日はまず、東京湾の水質の現状並びに総量削減計画の概要など、初

めにパワーポイントを使いまして簡単に説明を申し上げたいと思います。その後、7次計画（案）をごらんいただきたいと考えております。よろしく申し上げます。

説明をお願いします。

○事務局 それでは、「東京湾の水質と水質総量削減について」ということで御説明させていただきます。

まず、総量削減の対象となる東京湾について御紹介いたします。

東京湾は、東西約 30km、南北約 80km、湾域の面積は 1,400km<sup>2</sup>となっています。三浦半島の観音崎と房総半島の富津岬を結ぶ線から北側を東京湾内湾といいまして、この内湾は水深が約 16mと浅くなっております。また、こちらの2つの岬の間隔が 6 kmと短いために、太平洋との海水交換が制約を受けておりまして、閉鎖性を高めています。このことが東京湾の環境改善を難しくしている一因となっております。

流域は、この黄色い点線の内側になるんですけども、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県にまたがっておりまして、面積は約 8,000km<sup>2</sup>となっております。京浜・京葉工業地帯が存在し、流域人口は約 2,800 万人となっております。このため、膨大な量の生活排水や工業排水が東京湾に流入し、水質汚濁の原因となっております。

(PP)

こちらは、東京湾の海底の鳥瞰図になります。

深さ方向は 15 倍ほど強調されているんですけども、こちらの直線上の溝はしゅんせつ工事によってつくられた航路です。こちらの蛇行するくぼ地は、約 2 万年前の氷期に東京湾が陸であったころの河川の跡となっております。鳥瞰図を見ましても、入り口は狭く、奥に長い湾だということがわかるかと思えます。

(PP)

このような東京湾ですけども、水質の現状を説明いたします。

(PP)

このグラフは、化学的酸素要求量、COD の経年変化になります。昭和 50 年以降はほぼ横ばいとなっております。

(PP)

こちらは全窒素になりますけれども、窒素は変動を繰り返しながら緩やかに低下傾向があるようにも見えるかと思えます。

(PP)

こちらは全りんになりますが、窒素と似たような傾向となっております。

(PP)

また、夏場を中心に赤潮が頻発しております。

(PP)

赤潮の発生の仕組みです。

河川から流入してきましたり、汚泥のヘドロから溶出しました窒素やりんを栄養源とし

まして、プランクトンが発生いたします。プランクトンが大量に発生した状態を赤潮といいますが、プランクトン自体が有機物となり、CODとしてカウントされることとなります。

また、大量発生したプランクトンはやがて死んで海底にたまりまいますが、これらの分解によって海底の酸素が消費されていきます。

(PP)

こちらのグラフは東京都における赤潮の発生状況ですが、発生回数、発生日数とも減少が見られておりません。

(PP)

こちらのグラフは、東京都の沿岸と沖合の2地点の低層の溶存酸素、DOのグラフです。月別に表しておりますが、どちらの地点も夏場に貧酸素状態となっております。一般に、DOが2から3を下回ると生物の生存が難しくなると言われております。

(PP)

こちらは、9月の低層のDOを示した図です。

赤いほどDOが低いということを示していますが、夏場は湾の奥を中心に、広範囲に貧酸素の水塊が見られております。

(PP)

次に、水質改善に向けたこれまでの取り組みです。

(PP)

かつて、高度成長期、東京を中心に人も産業も集中していく中で、下水道整備等のインフラ整備が追い付かずに、また、環境に関する規制等も十分でなかったことから、写真のようにひどい状況となっておりました。

(PP)

こうした状況を改善する取り組みとしまして、ハード面としましては、下水処理施設や高度処理型の合併処理浄化槽、工場などにおける排水処理施設の設置、維持管理等が行われてきました。

(PP)

法令面では、昭和46年に水質汚濁防止法が施行されました。工場等からの排水に濃度規制が設けられました。しかし、東京湾のような閉鎖性水域では水質がなかなか改善しなかったため、昭和53年度に、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海の3水域で、濃度規制に追加する形で、総量規制制度が導入されました。

総量規制制度は、対象となる水域の汚濁負荷量の総量を計画的に削減するという制度です。対象物質は、初めはCODのみでした。これまで5年ごとに計画を更新しまして、第5次の平成14年からは窒素とりんも追加されております。

ほかにも、廃棄物処理法や東京都公害防止条例等も制定されております。

(PP)

こちらの総量規制なんですけれども、対象海域を指定水域としまして、法によって指定されております。こちらの水域になります。この水域に影響を与える地域を指定地域と呼んでおります。

(PP)

東京湾に関わる指定地域につきましては、こちらのグレーの点々のところになりますが、東京都につきましては、境川流域というごく一部を除きまして、ほぼ全域が指定地域となっております。

(PP)

制度としましては、まず環境大臣が総量削減基本方針を定めます。

これを受けまして、指定地域を持つ都府県知事が総量削減計画を策定します。計画の中心としましては、汚濁の発生源別の削減目標量と、削減のための方途等を定めることとなっております。

方途としましては、下水道等の整備計画や、総量規制制度の中心となります一定規模以上の特定事業場に係る総量規制基準の設定、また、総量規制基準のかからない小規模事業場等への対策となっております。

(PP)

こちらの総量規制基準は、川や海等の公共用水域への排出量が1日に50m<sup>2</sup>以上の事業場、都内では123事業場がありますが、こちらに事業場から排出される1日当たりの汚濁物質の量として規制がかかることとなります。

こちらが総量規制基準の計算式になるんですけれども、こちらのLが総量規制基準で、単位としましては1日当たりの汚濁物質の量、kg/dayになります。

Qは事業場の排出量で、施設規模等によって決まってきます。

Cが最も重要なんですけれども、C値と呼ばれる濃度値になりますが、こちらを知事が定めることとなります。

設定は、215業種ごと。また、COD、窒素、りんごと。設置時期の時期区分もあります。

こちらの1,000分の1というのは、単純に単位換算になります。

(PP)

こちらがC値の一例になりますが、こちらの数値がC値になります。こちらは、今、整理番号が9までありますけれども、これが215業種あるということになります。

(PP)

こちらは、第1次から第6次までのCODのC値の推移のイメージです。環境省の告示によりまして、業種区分や設置時期区分ごとにC値の範囲、下限値と上限値が定められます。知事は、この範囲の間で具体的なC値を定めるということになります。

(PP)

これまでの削減実績なんですけれども、こちらが一番左が東京湾のCODになります。昭和54年から順調に削減されているということがわかるかと思えます。

(PP)

こちらは窒素ですが、順調に削減されております。

(PP)

こちらがりんになります。こちらは東京湾全体です。

(PP)

これは東京都単独で見た場合ですけれども、都単独で見ましても順調に減っているということがわかるかと思えます。

(PP)

汚濁負荷量が減った要因としましては、東京都においては下水道整備による削減効果が非常に大きくなっております。こちらは下水道普及率と都内河川の BOD のグラフになりますが、こちらの黒いものが下水普及率ですけれども、普及が進むと河川の水質がよくなっているということがわかるかと思えます。

(PP)

こちらは、総量削減の中で汚濁負荷量を実際に積み上げた発生源別の内訳になりますけれども、下水道が普及したために、こちらの真ん中のグラフの平成 21 年度で、COD の約 91% が下水道経由となっております。

(PP)

こちらは窒素になります。

(PP)

こちらはりんになります。

一番下、こちらのグラフは平成 26 年度の目標値になりますけれども、現在は下水道が 99%、既に普及率は達成しております、下水道以外の負荷量につきまして削減の余地が小さくなっております。

(PP)

このように汚濁負荷量は順調に削減されてきましたが、初めにお示ししましたとおり、赤潮の発生と東京湾の水質としては課題が残っております。その原因として考えられる事項を幾つか挙げたいと思えます。

(PP)

こちらは、下水道の雨水の吐出口の写真になります。強い雨が降っているときには、このようなすさまじい濁流が流れております。

(PP)

都内、特に区部につきましては、汚水と雨水を同一の管で下水処理場へ送る合流式下水道が多くなっておりますが、雨天時にはすべてを下水処理場へ送ることができずに、下水と雨水のまじり合った汚水の一部を川や海に流してしまっております。それが先ほどの写真の状況になります。

なお、こうした雨天時の下水道越流水につきましては、総量削減の負荷量、先ほどのグ

ラフになるんですけれども、それには含まれておりません。

(PP)

また、東京湾の海底には、これまでに堆積した汚泥がたまっておりまして、これから汚濁物質が溶出するというのも水質が改善されない原因の一つとして考えられます。

(PP)

こちらは、色の付いたところは埋立地になりますが、浄化能力に優れた干潟や浅場が垂直護岸で構成されるように変わってまいりました。その結果、水質の浄化能力は非常に低下しているものと考えられます。

(PP)

そこで、これからの取組みとしましては、濃度規制、総量規制、下水処理場の高度処理化等は引き続き継続していきませんが、プラスしまして、総量削減の負荷量には積み上げられてはおりませんが、合流式下水道からの越流水対策、汚泥のしゅんせつ、覆砂、水辺環境の保全・再生等も取り組んでいく予定としております。

(PP)

一例としまして合流式下水道の改善ですが、雨水を一時的にためる貯留池・貯留管の整備等を中心に進めていく予定です。

(PP)

こちらは葛西人工渚ですけれども、先ほど小河原委員からもお話がありましたが、こうした水辺環境の保全・再生等も行っていく予定としております。

以上でございます。

○古米水質土壌部会長 どうもありがとうございました。

基本的に総量削減基本方針が国から出てきたので、東京都でどういう方針で、どう削減計画をつくるかということ審議しますけれども、書類の方はそろっていますが、せっかくですので、もし、今の説明で御質問があれば、今、1つ、2つお聞きして、その後、書類の方に入っていきたいと思いますが、何か御質問はございますでしょうか。

どうぞ。

○大前委員 今回の規制値の決め方なんですけれども、これはどういう基準で決めているんですか。何を防ごうということで、どこまで防ごうということで決めているんですか。

○古米水質土壌部会長 規制値というのは、濃度のことですか。

○大前委員 濃度といいますか、それが出ますね。その目標値を決める考え方といいますか、何を、どのくらいまで防ごうと思って、そういう目標値が出てくるかということです。

例えば、これは医学の分野ですと、健康影響を防ごうということでそういう数字を決めるわけですね。多分、何かやらなくてはいけないゴールがあるから目標値が決まってくると思うんですけれども、この場合、そのゴールというのは何なんですか。

○古米水質土壌部会長 私から説明した方がいいかもわからないので、今日の非常に重要なポイントで、要は東京湾の水質をよくしなくてはいけないという問題があるので、そう

すると、濃度ではだめなので、総量として入ってこないように、東京都も頑張るし、神奈川県も頑張るし、千葉県も頑張るといいうように、まず削減量という目標が定められます。

そうすると、それに対して、排出源をコントロールしないといけないので、窒素やりんやCODをたくさん出す工場もありますし、そうでもない業種もあるんですけども、処理技術によって処理できる濃度レベルがあるので、余り厳しくしてしまうとその業種がつぶれてしまいますので、そういった、これ以下にはしなさいよという濃度と、これ以下にしてしまうと厳し過ぎますよという方針が国の方から出ます。そうすると、業種ごとに頑張られる範囲内があって、その範囲内で東京都の方で、東京都であればこれぐらいに設定すべきだろうというものをかけて、各業種について決めていくということなので。

○大前委員 技術的達成可能濃度という、そういうものが一番厳しいところで、そういう考え方でいいわけですか。

○谷上緑施策推進担当部長 もう一つは、環境基準というものがございまして、その、先ほどCODとか窒素に、横ばいだというのは、実際の水質は、まだ環境基準は達成していない部分が幾つかあるんですよ。それを国で定められている水質まで下げるとというのが大きなポイントです。

○大前委員 その環境基準自身は、何を目標に決められているわけですか。例えば赤潮の発生をゼロにしようというようなことで決められているのか。何か根拠があると思うんですよ。

○古米水質土壌部会長 環境基準自身は、例えば東京湾のお台場の周辺とか、あるいはもっと沖であるとかということ、例えばここは漁業をやっている。あるいはここは海浜として使いたいというように、水利用の目的があるので、その用途に対しては、例えばCODはこれぐらいの濃度だとか、pHはこうだとか、DOはこうだとか、あるいは大腸菌群数はこうだ。それで閉鎖性の場合には、窒素の濃度は、この濃度レベルにしないと大きな問題が出るとか、りんの濃度はこうであるというように、類型化されているんです。

したがって、東京湾の中ではいろいろな濃度設定があるんですけども、それぞれの水域における利用用途・目的に沿うように望ましい状態を定めている。それが基準になります。それで、それが達成できていないとなると何か問題があるので、その負荷量を削減する。そのときに、濃度ではなくて、東京の場合は総量としてやっているという、一応、望ましい姿というのが基準だとお考えいただければいいかなと思います。よろしいでしょうか。

○大前委員 その望ましい姿が、まだ私は頭の中に浮かばないので。

○古米水質土壌部会長 そうですね、どこがどうなっているのかという。

○大前委員 しかし、望ましいレベルというのは、例えば基準でいくと、多分、健康障害が起きないレベルというようなイメージなんじゃないかな。

○谷上緑施策推進担当部長 はい。健康と、あと、生物とかが住める状況ですか。例えば海水で普通に泳げるとかそういう、健康基準は2つあります。

○古米水質土壌部会長 まだ決まっていませんけれども、実は基準自身も来年か再来年、平成 25 年ぐらいからは今まである基準に加えて、例えば先ほど、下層の方の DO が貧酸素化しているという問題に対して、低層の DO の基準値を設けるとか、あるいは光が通らないとそういった藻類とか藻場みたいなものが発達しないので、透視度みたいなものによって目標値を設定するみたいな形に変わっていますので、いつもよりいいものが出ると基準もまた変わったり増えたりしますけれども、それに科学的な知見でこういったものが必要だろうという数値が一応決められているという状況です。

どうぞ。

○中村委員 今の関連で 1 つ教えていただけますか。

その望ましい値というのか、状態というのが、どういうふうに設定されているのか。今回、第 6 次と第 7 次の案を拝見すると、目標値が変わっているものと変わっていない、維持されているものがあるように見えるんですけども、そうしますと、もう既に望ましい状態にあるものもあるという事態になっているということなんですか。

○古米水質土壌部会長 その水環境の望ましいというのが、基準の方ですね。それを達成するために、実際、事業所とか、あるいは排水を出しているところとか、その発生源に対して、どういうことまで要求することによって下げることができるのかということだと思います。だから、後で説明があると思いますけれども、変わっていないという場合は、今の状態以上に厳しくすることによって、メリットが生まれるかどうか、あるいはメリットといますか、よりよくなりますけれども、それによって、その事業所にとって負担が起きるような、ほかの事業所とのバランスとか、あるいはほかの削減すべきものに対する便益とコストを考えたときに、そこでバランスを取っていく場合があるかと思います。

それで、正直申し上げて、東京都としては、排水規制についてはかなり厳しくやっているので、これ以上絞り込んでも、もう効果が上がらないだろうというような議論もあります。それで實際上、私、上の方の国の委員会に出ていますけれども、その排水規制以外の部分でどこまで頑張れるのかというようなことをやはり議論しないといけないし、要は総量規制自身は、少なくとも今よりは悪くならないように、少しでも努力できるところへ移っていくというようなところがありますので、その数値が変わっていないということに対して、それは問題だというような見方ではないので、そこは御理解いただくといいかなと思います。

そういうことで、大分、中の話も見ていただいていますので、書類を使ってポイントを説明いただければと思います。課長さんの方からお願いできますでしょうか。

○小林水環境課長 それでは、私の方から、お手元の資料について説明をさせていただきます。先ほどのパワーポイントによります全体的な説明を踏まえながら御説明いたしますので、一部説明が重複する部分もございます。御容赦ください。

それでは、資料 6 - 1 をお開き願います。

まず、1 ページ目でございますけれども、総量削減計画につきましては、パワーポイン

トの説明と重複いたしますが、4つの閉鎖性水域で計画を策定する、それぞれの水域の水質改善を図っていくということ導入された制度でございます。環境大臣が都道府県知事に方針を策定し、通知をいたします。

それで、方針本文については、その後、7ページ、9ページに記載してございますが、後ほど説明をいたします。

この計画の対象物質については、COD、窒素、りんとなっております。

更に、目標年度が定められております。今回の第7次計画については、平成26年度が目標ということでございます。

また、汚濁負荷量を削減するための基本的な事項です。下水道の整備などの方途が記述されてございます。この方針に基づきまして、知事が総量削減計画を策定していくということでございます。

先ほど部会長からもございましたけれども、都におきましては、この基準については、規制基準でございますが、相当厳しい設定になってございます。

それから、対象事業場のほかの事業場の規制・指導ということで、条例、また、具体的な事業の実施ということで、下水道の整備内容等について記載をしてございます。

2ページをごらんいただきたいと思います。こちらには東京湾に関する指定地域と指定水域が示してございます。

説明は先ほどのとおりで、ごく一部について、相模湾に流入する水域については指定地域から外れ、更に島嶼部も当然のことながら対象地域から外れてございます。

少し飛びまして、6ページをごらんいただきたいと思います。公共用水域の水質の経年変化についてでございます。

東京湾内のCOD、全窒素、全りんの経年変化を図5に示してございます。昭和50年代前半からほぼ横ばいであるのに対しまして、COD、全窒素、全りんについては、変動を繰り返しながら緩やかな低下傾向を示しているというふうに見て取れるかと思っております。

それでは、3ページに戻っていただきます。今回、東京都の総量削減の取組みによる汚濁負荷量の削減実績で、6次にわたるこれまでの取組みによりまして、制度がスタートした昭和54年度から比較しますと、CODは約30%まで削減され、更に窒素、りんにつきましては、第5次からということでございますけれども、窒素で約7割まで、りんでは約65%まで削減が続いているという状況でございます。

4ページをごらんいただきたいと思います。東京都の汚濁負荷を河川ごとにもう少し詳細に分析をさせていただきますと、直接、東京湾に排出している事業場は、計画の当初から大半が下水処理場で、一方、荒川、多摩川などは、計画のスタート時点では下水処理場以外の発生源が大半でございましたが、直近ではそのほとんどが下水処理場へと変わってきてございまして、東京湾への東京都から排出される汚濁負荷のほとんどにつきましては下水処理場からということがおわかりいただけるかなと思っております。

続いて5ページには、東京湾に係る4都県の全体のデータをお示ししてございます。

CODにつきましては、全体として40%程度まで低下をしてきてございます。都も減少に大きく貢献してございます。窒素、りんにつきましては、都単独の減少幅とは大体同程度に全体の値も減少しているのかなというところでございます。

これまで、東京湾に係る水質の状況と総量削減計画の実績について御確認いただきました。こうした状況を踏まえまして新たな計画の策定となるわけでございますけれども、今回の改定におきましては、中央環境審議会での答申にもございますとおり、少なくとも現在の状況から悪化させないこと、また、現在の技術水準なども踏まえつつ策定していくというふうにされてございます。

7ページをごらんください。これが国からの方針でございますけれども、7ページの下段にはCODについての都県ごとの削減目標量です。

8ページには、窒素、りんの削減目標量が記載されてございます。

9ページには、今回策定する計画の目標年度で、先ほども御説明させていただきましたとおり、平成26年度、また削減に向けて、4つの方途と4つの事項がアウトラインとして、ここで示されてございます。都といたしましても、基本的には、この方向で目標や削減の方途を定めるものとして計画（案）をつくってございます。

それでは、計画（案）につきましては資料4となりますけれども、現在の第6次計画との違い等がわかりやすいように、資料6-2、第6次計画からの変更点、この資料を使いまして御説明させていただきたいと思っております。

物質ごとに、今回の第7次計画と現在の第6次計画の目標量等の対比に加えまして、本文の修正点についてアンダーラインでお示ししてございます。なお、今回の第7次計画につきましては、基本的な構成、計画のづくり等、現在の第6次計画と同様のものとしてございます。

それでは、2ページをごらんください。削減目標の年次につきましては、先ほど申し上げました平成26年度でございます。

次に、それぞれの削減目標については、2ページのCOD、3ページの窒素、4ページのりん、それぞれ基本方針で示された量を目標値として設定しております。それぞれの表の下には、点線囲いで第6次の数値も掲載してございますので、併せてごらんいただきたいと思います。

今回の目標量と、直近の平成21年度の実績値を比較しますと、りん以外はほとんど横ばいとなってございます。これは第6次計画におきまして目標を上回る下水道整備の進捗がございまして、前回の計画を大きく上回る実績となったことに起因しているものでございます。前倒し的な事業の進捗があったということでございます。

したがって、繰り返しになりますけれども、目標値としては、まず現状を悪化させない。実際の削減に向けた取組みについては、第6次計画策定以降始めた事業、それから、引き続き継続している事業については、事業量削減に向けた取組みの積み上げなどによりまして、さらなる削減を図っていこうというふうに考えております。

それから、こちらの表の内訳でございますけれども、生活排水、産業排水についてでございますが、注意書きにもございますとおり、生活排水でも、浄化槽などから直接河川等の水域へ排出されるもののほか、下水処理施設から河川等に排出されるものも、下水道処理水についても生活排水に区分されてございます。また、産業排水につきましても、下水を通じて排出されるものについては、こちらに区分されてございますので、御留意いただきたいと思っております。

下水道の普及率の向上とともに、ここの生活排水で 41t とあるものの大半につきましては下水処理場を通じた負荷量となります。

次に、5 ページの「2 削減目標量の達成の方途」をごらんいただきたいと思っております。

汚濁負荷量の大きな生活排水対策が、この計画で最も重要なポイントでございます。まず、下水道整備につきましては、整備に関する上位計画等との整合性を図りつつ、高度処理なども着実にやっていくというふうにしてございます。また、直ちに高度処理が導入できない施設におきましても、運転管理の工夫などを図りつつ、窒素、リンの削減をまいります、準高度処理と呼んでございますけれども、そういったものにも引き続き取り組んでいくこととしてございます。

6 ページの表 4 をごらんください。下水道の整備状況につきましては、平成 21 年末の現状からは 50 万人弱の増を見込んでございます。都内全域で普及率がほぼ 100% のレベルまで達するということとなります。先ほども説明させていただきましたが、実際には第 6 次計画策定後、下水の普及が八王子とか町田で大きく進みました。こうしたことから今回の計画（案）では、平成 21 年実績と比較して目標が横ばいということになってございます。

表 5 でございますけれども、高度処理に係る導入目標を記載してございます。平成 21 年度に比べまして 4 ポイント上乘せとなる計画となっております。

7 ページをごらんいただきます。パワーポイントでもごらんいただきましたとおり、雨天時の下水の汚濁負荷も無視できない状況となっております。実は、この負荷量につきましては総量削減計画の中では計上されておりませんが、都としては重要な課題として、下水道事業の中でも、そういった雨天時の下水について一時貯留施設の整備を進めていくということにしてございます。第 7 次計画におきましても平成 26 年度の計画値を記載してございます。

次に、7 ページから 8 ページに、「イ その他の生活排水処理施設の整備等」ということで、浄化槽の整備などを記載してございます。この部分につきましては、施策の内容等は変わってございません。今後とも事業をそれぞれ着実に進めていくものでございます。

次に、8 ページで産業排水対策でございますけれども、こちらも今回、ごく一部でございますが、総量規制基準が変更される以外大きな変更はございませんので、立入指導などを着実に実施してまいります。また、そうした取組みによりまして規制基準の遵守を確保していくということになろうかと思っております。

9 ページをごらんください。「(3) その他の汚濁発生源に係る対策」でございますけれども、都内では、このところ、農地が減少の一途をたどっておりますが、農地からの負荷の低減につきましても、ここがございますような新たな制度等も活用しながら削減等への取組みを進めていくこととしてございます。

それから、「(4) 普及及び啓発等」以降につきましては変更点はございません。それぞれの記載事項に係る事業等を引き続き実施し、汚濁負荷量の削減を図っていくものでございます。

説明は以上でございます。

○古米水質土壌部会長 どうもありがとうございました。

最終的に、今、資料6-1、資料6-2を使って御説明いただきましたけれども、都としては、資料4に書いてあるような削減計画を最終的に決めていくということになります。そこには、CODと窒素とりんに関して、それぞれの汚濁負荷量の削減目標を明確にすることと、それに向かってどういう対策を取るのかということを書いて記述している。それで、今回は前回の第6次もそういった同じような計画(案)を出しておりますので、それと対比した形で、今回はどう変わってきたのかという形で御説明いただきました。

それでは、この計画(案)について御質問、あるいは御意見があればお聞きしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

どうぞ。

○駒井委員 この計画(案)そのものではないんですが、質問を2つほどさせていただきます。

1つは、先ほど質問すればよかったのかもしれないんですが、今、東京都内の削減目標はこうであるとして、やはり河川は、例えば埼玉県とか神奈川県とか流域の自治体がありますので、流域ごとの削減というのが本質だとは思いますが、例えばこういった河川ごとの各自治体の目標とか、あるいは窒素、りん、CODの排出量とか、その減少とか、そういったデータの蓄積とか、あるいは自治体との連携というのは実際に行われているのでしょうかというのが1つ目の質問です。

もう一つは、合流式下水道の改善で、これは大変よいことだと思うんですが、やはり水収支をしっかりと取った上でやられるのが多分いいと思うんです。ですから、表流水としていくのか、下水としていくのか。やはり雨水がどういうふうに流れていくのかというところを把握した上でこういうシステムをつくっていくというのがいいと思うんですが、そういう水収支の算定といいますか、そういうものをされているかどうか。

その2つについて、まずお伺いします。

○小林水環境課長 私の方からお答えさせていただきます。

まず、1点目の質問でございますけれども、確かに流域ごとの、先ほど部会長からの説明にもありましており、それぞれの使い方によっていろいろ規制値は変わるんですが、そもそも国からの目標値が都道府県ごとにまいますので、おたくの方で1tよろしくお

願いますというわけにもいきませんので、まずは東京都でしたら東京都の中でしっかり、その上限値、下限値を踏まえながら計画を策定し、それぞれの施策の中で連携していくということがございます。

そういったことで、運用といいますか、施策、例えば東京都を含めた9都県市というような集まりがございますので、そういった中で環境問題等については、今、盛んにいろいろ連携策とか議論とかをしてございますので、少し大きなくくりの中で。

○駒井委員 そうですね。やはり全体を削減する上で、そういう連携の中で削減していくというのが一番効率的なのかなと思われま。

○小林水環境課長 それで、次の合流式の改善については私どもも悩ましいところがございますので、これを全部分流式となりますと、それぞれ百年の計となってしまいますので、水収支をしっかりとということだと思っておりますけれども、これは都市計画局の方で、まちづくりの中で分流式を進めながら、例えば緑を増やしていくということで、地下への浸透と、それから、浸透ますをどんどんつくりましょうということで、区市町村が取り組みを進めたり、それをすべて包括する部分では、都市整備局というところで水収支については、数字については把握しております。ですから、そういったことも少し横目で見ながらということにはなってしまうんです。

○駒井委員 わかりました。やはり雨水は一時的に大量に出ますので、何かバッファがあるとすごくいいと思うんですけれども、なかなかボリュームが大きいので。

○小林水環境課長 先生御承知のとおり、これだけ都内の流出係数が高くなりますと、それをどこかバッファというのなかなか難しい部分があるので、いかに浸透できるようなスペースをつくるかとか、複合的な取り組みで今後は進めていかなければいけないのかなと考えております。

○駒井委員 ありがとうございます。

○古米水質土壌部会長 ほかに御質問とか御意見はございますでしょうか。

私の方から確認をさせていただきたいんですけれども、生活排水というのはほとんど下水道に入って、最終的には下水道の処理水として出てくる負荷量として生活排水がある。それで、同じように産業排水については、先ほど特定施設なのかな、123事業場は下水道に入らないで出ているという意味ですね。違いますか。

○事務局 事務局から補足させていただきます。

123のうち30余りは、下水処理場を含んでおります。

○古米水質土壌部会長 入っているんですね。

○事務局 下水処理場も規制対象でございます。総量規制の、50m<sup>3</sup>以上で規制をしなければいけない範囲です。

○古米水質土壌部会長 規制をしなければいけない公共用水域に汚濁負荷量を排出している施設を特定する法律があるので、それは下水処理場も大量に出しているんで、当然入っている。それで、123のうちの中の30は下水処理場で、残りの93は普通の工場。

○事務局 そうですね。直接、大型の浄化槽であったり、工場で排水処理をして、川や海に排水している工場になります。

○古米水質土壌部会長 それで、多くの工場は、その工場排水の下水道の受け入れ基準を守りながら下水道に入って、下水処理場が処理して出しているんだけど、その量は案分して、産業排水の負荷量として換算しているというものです。

○事務局 はい。

○古米水質土壌部会長 ですから、生活排水と産業排水というものは、出ているところは場合によっては一緒なんですけれども、ちゃんと仕切りをして、どこがどう頑張っているのかがわかるように削減目標量を書いている、ここまで落としたいということです。

それで、その他というのは何になるんですか。

○事務局 その他は、非常に量としては少ないのですけれども、農地であったり、あるいは土地由来のものであったり、雨が降りますと、分流下水道であっても、雨水管を経て、路面に降ったほこりとかが海に直接流れる分がございます。こういったものを積み上げております。

○古米水質土壌部会長 そういうものがその他ということですね。

○事務局 はい。

○古米水質土壌部会長 それでは、例えば資料6-2の2ページを見ると、生活排水については平成21年度の量が41tで、目標量も41tで、産業排水も変わらない。少なくとも、このトンレベルで合計すると、厳密には41.何とかかんとかかもわからないけれども、そういうことですね。

○事務局 はい。

○古米水質土壌部会長 それで、その他は、9tが8tになるということは、削減できると。

○事務局 そうですね。ただ、少数点単位でいずれの項目も減少しております、たまたま数字の丸め方の見せ方で。

○古米水質土壌部会長 その程度の差しかないということですね。

○事務局 残念ながら、その程度でございます。

○古米水質土壌部会長 それで、窒素に関しては、生活排水のところでは若干減っているのは、先ほどあったように、高度処理を踏まえると、CODはもともと取れているんですけれども、高度処理で窒素やりんも更に取り努力をするという効果が出てくる。同じように、りんの方で4.0tというのが3.7tに減るだろう、目標にしたいというのも、下水処理場の方で主に頑張ることによって削減できるだろう。

だけれども、実際上は、先ほど一番最初にパワーポイントのカラー刷りの説明があった、5ページ目の赤いバーのところは下水処理場から出ている量で、ここをどこまで頑張るかというのが削減量としては非常に大きいんですが、下水処理場自身も頑張ってやっているけれども、一気に高度処理を全部入れるというわけにもいかない、ただ、高度処理が増えていけば、これが徐々に減っていく。それで今回は、すぐ高度処理にするというより

は、現状の施設なんですけど、運転管理をうまくすることによって、削減するところで努力するというようなことになりますね。わかりました。

ほかに御質問とか御意見とかはございますでしょうか。

もし、ないようでしたら、一応、この内容を、方針として出てきていて、その具体的な基準値をどう設定しているのかという、先ほど出てきたCですね。その話をもお聞きして、その後、もう一回、併せて御意見をいただくのもいいかなと思いますので、もし、御質問とか御意見がないようであれば、次の議題（2）の総量規制基準の設定について事務局から説明をいただいて、それをまた質疑していただいて、これを踏まえた上で、先ほどの資料4とか資料6-1、資料6-2で書いてあることを総括して、要はこれをセットで決めることですので、まとめて御質疑するというようにさせていただきたいと思います。

それでは、御説明をお願いしたいと思います。

○小林水環境課長 それでは、私の方から説明をさせていただきます。

規制基準の案につきましては資料5でございますけれども、補足資料で、資料7-1、資料7-2を御用意いたしましたので、ごらんいただきたいと思います。

まず、資料7-1、「総量規制基準の設定方法等」という資料から説明をさせていただきます。

1 ページ目をごらんいただきたいと思います。総量規制基準につきましては、1日当たりの排出水の量が50m<sup>3</sup>以上の事業場に対して定められた許容限度となります。この算出につきましては、このページの式に基づいて求められます。

総量規制基準でございますので、これはCOD、窒素、りん、それぞれございまして、この数値は知事が業種ごとの区分ごとに定める係数、C値と呼んでございますが、このC値と事業場ごとの排出水の量をかけ合わせる。排出水の量についてはQでございまして、それらをかけ合わせることで算出することができます。したがって、実質的には排出水の汚濁物質の量を削減するために、排出水の濃度、C値を厳しくしながら計画を進めてきてございます。

このC値には、iとかjなどの記号が付されておりますが、これは時期に応じた施設の設定、過去の経緯を踏まえて設定をされていることによります。その時期というのは、その下に表がございまして、時期の区分というふうになってございます。

2 ページをお開きいただきたいと思います。ここでは、先ほど説明しましたC値について、どのように決めていくかが示されております。

まず、国から一定の幅を持った値が告示されまして、その範囲の中で知事が定めてまいります。指定項目については、COD、窒素、りんということで、業種の区分は215となります。先ほどパワーポイントでごらんいただきましたけれども、計画のスタート時点では、この幅が広く定められておりましたが、近年では非常に下限値の近くまで下がってきております。したがって、幅が小さくなっているということでございます。東京都では、その中でも比較的厳しい数値を取りながら、現在ではほとんどの業種で下限値を採用して

ございます。

今回の第7次計画におきましては、こうした経緯を踏まえまして、2ページ中ほどの太線囲いの中でございますけれども、都内に事業場が存在する業種につきましては、その実態・業態を踏まえつつ、また、今後の技術的な水準も勘案して、現実的に対応可能なレベルで設定をし、都内に事業場が存在しない業種については、こちらも定める必要がございますが、都内に存在する類似の業種との整合性が確保されるように設定することとしたいと考えてございます。つまり、今ない業種でも、例えば新たに工場が都内につくられるという可能性を見越してという考え方でございます。

続きまして、3ページをごらんいただきますとおり、都内には215業種のうち28の業種が現在存在しているという状況でございます。

この部分の具体的な変更点については、次の資料7-2で説明させていただきたいと思いますが、今回、国から示された内容につきましても、下限値の引下げを実施する業種がCODの3業種ということで限定的なものとなつてございますので、繰り返しになりますけれども、総体として現状から悪化させないという趣旨で設定できればと考えてございます。

それでは、資料7-2、「第7次基準値（案）、第6次基準値及び国が告示した基準値の範囲」という資料をごらんいただきたいと思ひます。

1ページをお開きいただきますと、比較表がございます。表の右上欄外に化学的酸素要求量、それから、ずっとめくっていただきますと、窒素、りんということで区分されてございまして、51ページまで資料がございます。

表の見方で、一番左側の「整理番号」でございます。ここに網掛けのあるものが都内に事業場がある業種になります。

また、右隣の「業種その他の区分」の欄の網掛けで、今回、告示によりまして分類の変更となつた業種となつてございます。

その右側の「第7次におけるC値の幅」の欄で網掛けがあるものにつきましては、告示で上下限値が改正されたものでございます。

それから、「東京都」の列で、「第7次」のところに網掛けがございますのは、今回、都で改定を予定しているものでございます。基本的には、国の改正で下限値が引き下げられた業種については、東京都におきましてもこれに準じて改正するような内容となつてございます。

説明は以上でございます。

○古米水質土壌部会長 先ほど御質問もありましたけれども、要は負荷量削減のときの業種に対する設定ですね。負荷量を削減するときの目標値みたいなものがあつて、今回、第7次の総量規制に関しては、国の方から新しい業種の組替えとか、あるいは上限値とか下限値が変更された業種がある。それを踏まえて、東京都としては新しいC値を決めてきている。

ただ、従来から下限値を東京都は採用しているのです、下限値が変わったところは国の方

の下限值に併せたということなので、上限が変わっても、実質上、東京都の場合にはC値はほとんど変わらないので、りんの場合は変わっていないですし、窒素も変わっていないのかな。ただ、CODについては国の方の下限值、今の技術をすればもっと低い処理濃度で出せるだろうという技術が現実的だろうということで変わってきていますので、それを踏まえた数値に変わってきているというような御説明です。

そういうことですが、御質問があればお願いしたいと思います。

これは、業種の中には下水道業というものはあるんでしょう。下水道業は何番でしたか。  
○事務局 事務局より補足させていただきます。

下水道業につきましては、資料7-2の18ページの上の方、209番業種になります。  
○古米水質土壌部会長 これになって、下の「209の項の備考」というところは何ですか。結局、10を採用してもいいんですか。だけれども、ここだけ下限値でない。ほかはほとんど下限値ですが、下水道のところは、下限値を少し緩目にはしているのは、何か理由はあるんですか。

○事務局 それでは、これも事務局より補足説明を申し上げます。

こちらの基準値についての、実際に存在します業種については、現在達成できる範囲内で一番厳しい値を採用することとしてございまして、実はなかなか、国が定めました告示の範囲の10というのは少し厳しい状態ではございまして。

○古米水質土壌部会長 そうですか。結構頑張っていて、私、下水処理事業の処理水を見ると、CODのクロムではだめだけれども、これはCODのマンガンでしょう。

○事務局 はい、マンガンです。

○古米水質土壌部会長 マンガンで15ということはないのではないですか。もっといい水質を出しているんですから、彼らの能力を考えると、10は行けているのではないかと。ときどき、雨が降ったときがきついですね。

○事務局 はい。それで、どうしても合流下水道地域を多く抱えておりまして、雨が降ったときに。

○古米水質土壌部会長 そのことを考えて決めて、ただ、これは、いつはかっても、これを満足しないといけないという数値でしたか。1日平均でいいんですか。

○事務局 1日平均といいますか、この値かける水量になりますので、この値を超えても、水量が小さければ、必ずしも違反にはなりません。

○古米水質土壌部会長 そういうことですね。いや、何か、たまたま見ついただけですけども、これ以外はみんな下限値ですね。

○事務局 おおよそです。全部ではございません。

○古米水質土壌部会長 なぜ、わざわざ言ったのは、要は東京都の場合には、先ほど思ったら、下水処理場のところがメインだから、そこでどれだけ方向性を出すかによってかなと思ったのと、雨のときは別だとしても、かなりいい処理水を東京都は出しているんですね。窒素、りんとかも言っているけれども、普通の処理方法だとこんなものではないかと

いう、処理水よりも頑張っておられるので、だから、その頑張っておられるところを何かどこかで反映できるといいかなと、逆に専門分野の人間としては思ったので少し発言しましたけれども、実際のを踏まえて下水道部局の方々と、現状を踏まえると、この値が、勿論、30よりも低いですし、15ということで動いているということですね。わかりました。

ほかに何か御質問とかはございますか。この数値自身は、先ほど言ったように、下限値に来ているので、あとは、こういう形で業種ごとにコントロールすることで、負荷量のCODとT-NとT-Pを削減目標に持っていこうとしているというようなことです。ですから、資料6-1、資料6-2のところでお説明いただいたような方針に沿ってこれだけ減らしてきたけれども、今回、第7次でこういった目標にしたいという、資料6-2のところでもいいですし、資料4でもいいですけども、全体を通して何か御質問とか御意見があればお願いしたいと思います。

ございませんでしょうか。

○小河原委員　ですから、まさに数値目標は、環境省が大きい部分は決めてきているわけですね。

○古米水質土壌部会長　そうです。私もここら辺が、行政の立場で言うと微妙なんですけれども、国が方針を決めるでしょう。それよりも上の数値は書けないですね。かといって、国が50だと言うけれども、うちは45まで減らすということは、不可能ではないけれども、なぜ、そうしたのかということの説明できない限りできないですね。過去にそういうことは、ほかの伊勢湾とか大阪湾も含めて、別の数値を出すという事例はあるんですか。ないですか。

○小林水環境課長　見た限りは、記憶にないです。

○事務局　把握している範囲では、この3大水域についてはないかと思います。

○古米水質土壌部会長　ただ、それぞれに関わっている指定地域にいる都道府県は、みんな、これをつくっているわけですね。それで、方針で数値も上から出てきますね。その数値を書いて、その方針に向かってどう削減するかというのは、C値を変えるなり、あるいは方策として独自のアイデアを入れていくということになるんですか。

○小林水環境課長　一般論として、国の法律よりも、例えば規制値の上乗せとか張り出しとかをする場合については、国が100m<sup>2</sup>だったら100m<sup>2</sup>以上、それ以下の部分を都の条例がというようなケースがやはり多うございます。

○古米水質土壌部会長　そうすると、例えば特定事業所としては1日50m<sup>3</sup>の排水をしている施設がこういった排水規制なり総量規制の対象になる。これは法律で決まっていて、ただ、条例上は、それをもう少し低い、30とか20とかというように上乗せでやるというようなことも法律上不可能ではない。

ただ、東京都の場合には、そういった20、30というようなところまで持っていったとしても、削減できる負荷量は余り大きくないんですか。そういう20とか30とかという事

業所がどれぐらいあるかというのも理解されているんですか。把握はできているんですか。だけれども、ほとんどはみんな下水処理場に入っているんですか。

○小林水環境課長　そうですね。

○古米水質土壌部会長　小さいところは、きっとそうですね。独自で処理施設を持つということはないですね。

そうすると、やはり東京都の場合は、いかに下水処理場がどう頑張るのかということと、要は私自身、個人的には、先ほど御説明があったように、雨が降ったときに問題が出てくる、その他のところもあるんですけれども、実はその他に本当は入ってもいいような合流式下水道から出てくる負荷量みたいなものが、努力はされているけれども、算定されていなくて、どれぐらい削減されているのか。削減効果があるのかな。そういうようなことが入っていないところが今後の課題で、それ自身は東京都の問題ではなくて、総量規制の方針とかを決めている国の方の責任だとは思いますが、何かそういったところの工夫をしないといいのかななどという気はしますね。

どうぞ。

○中村委員　今の関連で、水質汚濁防止法ですと、排水基準の部分については、上乘せをできるように法律に規定がありますね。総量規制には直接関わっていないのかもしれませんが、そういう考え方をわざわざ取り入れている法律だというふうに考えられるわけですね。

○小林水環境課長　そうですね。やはり汚濁物質が入っていない方がそれはいいわけで、ただ、現在の持てる処理技術とか、そういう現実的な部分との、先ほど部会長がまさにおっしゃっていた部分で、どうバランスを取るかという話になってくると思うんです。

○中村委員　下水処理の部分というのは、幾ら技術的に頑張っても、汚れたものをどんどん入れていたら、多分、限界があるんだろうと思うんです。そうすると、先ほどのこの下水道業、209番ですか、技術的な限界までで数字を決めますという、先ほどパワーポイント資料で見せていただきましたように、下水の部分の影響が大きくて、でも、下水道は技術的に最大限頑張っていますと言いますと、実際、東京都としてできることは既にほとんどありませんということになるんでしょうか。

○小林水環境課長　一言で言えば、この計画の結果を下水道処理施設がどう頑張るかで、当然のことながら、大きく左右されます。それは事実でございます。

○中村委員　どう頑張るかで。

○古米水質土壌部会長　いや、ですから、頑張る姿勢を本気で出すのだったら、下限値を採用するというのは東京都の一つの方針だと思います。だけれども、それは、したとしても、これは法律ですから、一旦決まってしまうと、水質監視をして、それが達成できていないということになると、水質汚濁防止法上、罰則があるんですね。1回ぐらいはいいんですか。最初は注意でしたか。

どうぞ。

総量規制につきましては、関係ないのでしょうか。

○事務局 事務局より補足させていただきます。

総量規制につきましては、まず行政指導から入りまして、いきなり罰則という形にはなりません。ただ、当然、改善に向けてしっかり頑張ってくださいと同時に、改善に従っていただけない場合にはどんどん進んで、行政処分です。

○中村委員 もし、上乘せしたということだと、国の基準を守れていないわけではないのですから、多分、いきなり罰則というところまで行かずに、努力を御指導なさるといことはあるんですね。

○小林水環境課長 そうですね。ですから、先生がおっしゃることについては、例えば行政の中で言うと、自主目標という形になるわけです。条例でも何でも、定めれば、それでは違反したときどうなるんだというのは一つの条例のつくりになってまいりますので、行政が条例をつくるということは、それを守らせるということがやはり主眼になってまいります。

○中村委員 いろいろ見ると、条例であっても、本当に罰則まで使うというのはめったになくて、やはり指導を繰り返してということをしているわけなので、余りそこは御心配はないのではないかと一般的には思うんです。

○古米水質土壌部会長 ですから、厳しくしてもいいのではないかという意味ですか。

○中村委員 数字の適否は私にはよくわかりませんが、考え方として、今までこれだけ順調に削減してきて、東京都としてはかなり頑張っているということをお負するところまで来ているのであれば、流域全体の中の一番先駆的な取組みをする姿勢を見せるというのも一つのやり方ではないか、ここまで来たんだから、もう一歩踏み込むというのも都としては一つあるのではないかなと思うわけです。

○古米水質土壌部会長 ですから、具体的に踏み込むということは、先ほど言った 15 というのが、下限値が 10 ですね。あるいはりんの場合だったら下限値が 1 で、今、1.3 で、そういうように、それをできるだけ下限値に、第 6 次から比べて、1.3 が 1.2 とか、15 を 12 か知りませんが、そういうことはできますよ。

○中村委員 国が下限値を定めているというのは、いろいろお考えの上で下限値を設けているんですね。ですから、できる可能性のある数字として下限値が設定されているのであれば、絶対できないということはないのではないかなと思うわけです。

○古米水質土壌部会長 ですから、東京都の場合は先駆的に下限値にしたらいかがですかという御意見が出ると、この部会で審議して、別にこのとおりにする必要はないので、面白い、今までにない展開が、私は好きですが、ただ、だけれども、それは逆に言うと、そう決めるということは、それに対してしっかりと、本当に動かせるのか。決めたことということは非常に重要なので、ただ、先ほどの説明だと、下水道業というのはとても大事ですということと、実際上は雨が降ったときの問題とか、普段とは違う状況もあって、それを勘案したときに、今回は変わっている、変わらない。

だけれども、私が気になっているのは、準高度処理をやると言ったんだから、少しぐらい下げてもいいのではないのかというのが私の感じがあるんです。それで、CODはそのままでいいですけども、実際上きれいな水が出ていますから、この基準にしても、下水道は頑張っているから、出ている量は減っていると思うんですけども、窒素、りんに関しては、後ろの方途の書いているアンダーラインが入っているのに、なぜ、それをC値の方に反映してあげないのかというのは少し気になるころではありますよ。それは、急に変わってしまうとびっくりしてしまうんですか。

どうぞ。

○事務局 それでは、事務局より補足させていただきます。

準高度処理でございますけれども、こちらは、例えば雨が降ったとき、負荷量が多くなってしまったときに、どうしても準高度処理、窒素とりんを処理するためには空気も大量に必要ですし、反応させるための時間も必要ということで、水量が増えたり負荷が厳しくなったときには、準高度処理を一旦とめて、標準処理に戻さざるを得ない時間帯は出てまいります。となりますと、どうしても規制という立場から申しますと、一番厳しい標準法の時間帯に併せた規制基準でないと耐えられないというふうに判断して、基準値を変えないという判断をいたしました。

○古米水質土壌部会長 だけれども、総量規制なんですから、東京湾の滞留時間を考えたら、1日何とかではなくて、1か月とか1シーズンぐらいでどうだったかという概念でモニタリング評価をするという、昔ながらの工場排水、汚い時代の排水規制に対する水質モニタリングではなくて、総量規制のための水質モニタリング、水質監視という考え方を先駆的に東京都は取ってみるといえるのはあり得ますね。

この数値を変える、変えないは別として、変えなくてもいいんですけども、今後、そういったときの評価というのは、今までは1日とかそういうときを一番悪いときでも考えた。だけれども、悪いときというタイムスパンを、1日ではなくて、総量規制の水質の汚濁負荷量削減という概念はもう少し長いスパンで、その期間でどれだけ汚濁負荷量を出したという意味における濃度監視であるというようなことを、仮にでいいから、モニタリング方法として考えていって、それに異議があるんだったら、それをもってして新しいC値の考え方を、独自の考え方を出す。

要は、何かいいアイデアがあるんだったら、形は一緒なのかもわかりませんが、前に進む、行動を起こす機会にはなりますし、特に東京都の場合には、下水道業が一番大きいし、責任を感じておられるし、努力をされているんですけども、法律上、行政指導を受けるというのも嫌ですね。罰則はないといいながら、行政指導を受けたというのが残るのは、やはり下水道部局としては嫌な思いはするので、ただ、評価の方法を妥当なものに変えれば、彼らだって実際上努力できるのであれば、そういったものも、ここには書けないかもわかりませんが、今、言ったような可能性はありますか。

ですから、言いたいことは、ひどい、悪いときの状態で評価するのではなくて、それは

1日ではないでしょう。長いタイムスパンの中で満足されていれば、それは行政指導もないですし、そういうことであれば彼らとしては、もう少し厳しいC値になっても十分耐えられるという、技術的にも可能ですというような調整ができると、第7次は無理だとしても、第8次のときには下限値の方に近づく方向に合意が取れるということはありませんか。

○小林水環境課長 少し考えてみます。

○駒井委員 私も賛同します。やはり独自といいますか、東京都の特色を出すというのはすごく重要だと思うんですよ。今までも、例えばCO<sub>2</sub>のお話もそうですし、SPMもそうですし、一步進んだところで先駆的になるというのはすごく重要な部分ですので、一方、それをするためには、今、部会長がおっしゃった、モニタリングをすとか、評価方法を考えるとか、あるいは費用対効果を考えるとか、かなり事前の検討が要ると思うんです。ですから、それをする価値は十分あるんだと私も思います。時間はかかるかもしれませんが、やってみる必要はあるような感じはします。

○大前委員 それは、これから新たに取りデータではなくて、既存のデータを使えば、ある程度わかるはずですね。

○古米水質土壌部会長 ただ、雨のときに下水処理場の方がどこまでデータを取っているかということですね。意外に大変なんですよ。

○駒井委員 非常時の対応というのは、非常に大変です

○小河原委員 この変動している中で総量があるわけですからね。

それで1つ、私、先ほど来、ずっと見ているんですけども、東京都内は、やはり飲食店とかが多いわけですね。ただし、50m<sup>3</sup>以上出すようなところはそんなにないわけですか。

つまり、先ほどの下水道業の下に213番の飲食店というのがあるんですけども、割と下限は高いんですよ。そうすると、例えば飲食店がいっぱいあったとして、これにかかってくるような飲食店がいたら、そういう意味では、総量はどれくらい出しているんだろうか。結構、下限は高いですね。ということは、恐らく負荷は多いわけですね。

それで、そんな50m<sup>3</sup>出さないようなところは全部、当然、下水道に入ってしまうわけですけども、そこだって多分、これと同じレベルで、結局、家庭排水以上の負荷は与えている可能性はあるわけですね。そうすると、それぞれの業種ごとに一体、どれくらい、本当に東京湾に負荷を与えているんだろうか。それに対して、先ほど御説明は余りそこまでなさっていなかったんですけども、どういった普及啓発というんですか、今、家庭では相当頑張っていますが、多分、飲食店はどこまでやっているんだろうかという気もするわけです。

その辺は、今、どういうふうに認識されていますか。

○小林水環境課長 真正面のお答えになっているかどうかはわかりませんが、東京湾でオイルボールが浮いたなり、新聞報道で御存じだと思うんですが、それに対しまして下水道局は、なるべく御家庭なり、そういう飲食店なり、油をそのまま流さないでくれと

というようなキャンペーンを張ったり、結構、細かな取組みはやってはいます。そういう、少し細かな部分の積み上げでしか今のところはできないのかなというところなんですけれども、あとは、先ほどから委員の皆さんが議論していただいているように、下水道の限界、限界でも合流式が大部分ということで、限界をどうしていこうかという、入り口と出口の2本立てで、取組みの大きさが余りにも違い過ぎますけれども、入り口のところでは結構細かいことはやっています。

○古米水質土壌部会長 私、今の小河原さんの御質問を変更して質問すると、例えば、この資料6-2の2ページ目にあるように、生活排水という削減目標量の41tというのは、あくまでも家庭から出てきたものがどこまで減って、東京湾に入る量として目標設定しているということですね。

それで、産業排水の方は、下水道から入ったものも含めますし、自分がそのまま50t以上なので、排水規制になって出ている分もあって、それは後ろの表が適用されて、例えば食品業であれば、50t以上だって、下水道に入れなかったら、その50mg/LとかC値をかけて、流量をかけて、負荷量を積算したものと、もう一つは食品業、50t以上なんですけれども、下水道に入れてしまうと、かからないでしょう。下水道に入ってしまうんですね。それで、下水道に入った後に公共用水域に入るの、その業種から来たものは、その処理能力に応じた形で出てきますよという形で配分されるでしょう。

それで、その配分の方法は、計算しようとは思いますが、最終的には、これは発生源別の汚濁負荷量で、入る量で、出てくる量でしょう。それは、そのときは、CODだったら、その15を使うんですか。そうではなくて、実績を使うんですか。

○事務局 積算量でございますか。

○古米水質土壌部会長 はい。

○事務局 これは実績ベースでございます。

○古米水質土壌部会長 C値としては15だけれども、例えば下水処理場から出てくるCODが10だった。そうすると、その食品業の50tのところは、実はCODで200まで許されているとすると、BODかもわかりませんが、入るではないですか。それは処理されて、10で出てくるということにカウントされるわけですか。

そのボリュームに応じて、10で出てきた。ボリュームとして、全体が100入ってきました。産業から来たものは20です。生活から入ったものは80です。それで産業側は、生活排水よりもっと高い値が入ってくるものがあるでしょう。事業場ですから、許されていますね。窒素だって100とかでもいい場合もあるわけですから、それが入ったものが最終的に出ていったときには、その濃度にボリューム比例で、その業種から出てきたと計算する。産業排水の目標量の数値の積み上げの4tというのは、そうやって計算する。

質問の意味はわかりませんか。下水道由来の産業排水の積み上げは、どうやって計算するんですか。

○事務局 うろ覚えで申し訳ないんですけども、ボリューム換算でやっています。

○古米水質土壌部会長 ポリウム換算で、あとは下水処理場の処理水の濃度で割り振って、その業種からはこれだけ出てきたという換算をするわけですね。

○駒井委員 よく、PRTRで一定以上の排水は点源として扱って、それ以外は面源として扱うようなやり方があるので、やはりそういうやり方なのではないかなと思いますけれども、産業統計とかを使っています。

業種別のロケーション場所と、業種の統計とかを割り振りで使っているわけではないですか。余り、そんな細かいことはやっていないですね。

○古米水質土壌部会長 これは、そうではないと思います。

それでは、もう一回、質問を変えますと、産業排水として物品製造・加工に係る工場や事業場からの排水は、下水処理場を通して出てくるものと、自分が処理して出す、2つのパスがある。そのときに産業排水の方は、50tの方は、直接出す方は50tが対象になるでしょう。そうすると、下水道に入る事業場の方も50t以上しかカウントしないんですか。

ここに書いてある産業排水という区分は、あくまでも1日50t以上の事業場しか対象にしないで積算をするのか、事業場としたら20tとか30tのものもあるではないですか。場合によっては、お豆腐屋さんで、少し大きな豆腐屋さんだったら結構使いますね。そういうところは産業排水に入るのか、50tに満たない場合には生活排水として、面源的にと言われたのはそういう意味ですね。家庭とかそういうものと一緒にして41tの方に入るんですか。

○事務局 それは、50t未満も産業系に入っております。

○古米水質土壌部会長 ということは、その小さいところもどれぐらい排水しているのかということがわかっているんで、ポリウムさえわかれば、あとは下水処理場の処理水の濃度が出ると、どれだけ寄与しているかが出てくるということですね。

○事務局 はい。

○古米水質土壌部会長 わかりました。

そうすると、どこのものが、逆に言うと、産業排水系の4tだから大したことはないけれども、その4tのうち下水処理場のものが3.9tだったりするわけですね。

○事務局 実際には、4tのうち2tぐらいが下水処理場です。

○古米水質土壌部会長 2tですね。それで、独自にやっているものが2tあるわけですね。

○事務局 はい。

○古米水質土壌部会長 そういうことですか。

そうしますと、減らそうと思ったら、先ほど中村委員が言われたように、後ろが決まっているんですけども、皆さんが窒素、りんとか、下水に流さなければ実は減るんですよ。そういう話で、発生源の話になるんですけども、そこまではなかなか難しいんですが、処理技術を上げるか、入れるものを減らすかという話になりますね。

本質からずれてきたので、済みません。

○小河原委員 もう一つあったんですけども、結局、先ほどお話があったように、ここ

まで頑張っていらっしゃっても赤潮は減らないわけですよ。それで、資料6-2の10ページ目からですか、その他の必要な事項というところで、先ほど御説明を省かれて、後なのかなど思っていたんですけども、例えば本当に水辺のそういう干潟であったり、ああいうところが、大ざっぱには1haで、要するに1万人分ぐらいの処理能力があるとよく言われますが、本当にそういった干潟をまさに再生していくとかということ、あるいはここで言う底質汚泥を本当にどうするのか。私は、溶出してくる部分は相当な負荷を与えていると思うわけですけども、先ほどパワーポイントにもありましたが、例えばしゅんせつを行うという場合に、それでは一体、どの辺りを、どれくらい、今回目標としてそういうしゅんせつを行って、そういった目標値みたいなものも議論には上るんでしょうかということが1つなんです。

○小林水環境課長 この場でですか。

○小河原委員 はい。この場でです。結局、その他の必要な事項というところで、例えば中小河川の浄化施設は、例えばどういった河川で、どういうことをやろうとされるのか。あるいは流量確保という場合も、どういう河川や運河で、どういった具体的なそういう目標値をつくれるのかという、私、結構、やはり東京都は、この辺が大事だと思うんです。

○古米水質土壌部会長 だけれども、ここで法律上出さなくてはいけないのは、削減目標量をどう設定したかということと、どういうC値にしたのかということと、あとは、それでは、その方法として何があるのかということと、3のその他の御指摘のところですね。資料6-2で言うと10ページ以降のところを書けばいいんですけども、今の御質問は、ここはこれでいいのかもわかりませんが、これに基づいて具体的にどうアクションを起こすのか。

○小河原委員 その数値目標があるのかと。

○古米水質土壌部会長 数値目標みたいなものとか、そういったものは、ここには書かないけれども、別途つくるんですか。

○小林水環境課長 いや、それはないです。

○古米水質土壌部会長 ないんですか。

○小林水環境課長 はい。この計画ではないです。

○古米水質土壌部会長 いや、この削減計画（案）という中の枠組みの中では記載しないんですけども、これは法律上で決まっているんですから、このその他の削減に関する必要な事項の環境改善事業の推進とかに対して、具体的に東京都はこういうアクション1、アクション2、アクション3みたいなものをつくるということは求められていないんですか。

○小林水環境課長 この法律自体には求められていないんですけども、東京都は別個、環境基本計画とか、それに基づく、いわゆる実行プログラムを持っていますので、東京都の水質がなかなか改善できないということに対して、今回のような下水道の高度処理をもっと進めるとか、そういうものは具体的な、例えば年次計画を立てて、予算を立ててとい

うのは別の計画で、この法律にこだわることなくやります。

○谷上緑施策推進担当部長 ですから、今回法律で求められているのは、総量と各事業場から出る基準値を定めろということなんですけれども、これに基づいて行われるいろいろな、今回後ろの方で提言されている対策については東京都として発表するわけですから、この具体策というのは、また別途の計画の方に反映されるということになるわけです。

○古米水質土壌部会長 そういう意味においては、勿論、これに基づいて出てくるわけではないけれども、きっと、また同じような議論になったときに、こういったことが具体的にはどういう形で実行されてきたのかとか、その結果としてどれだけの効果を上げてきたのかというのを全体の棒グラフで、業種別とまでは言いませんけれども、何か別の形で、数値化されていないところがどれだけ効果を上げているのかということを示すことが、結構数値化できるところでしか削減できないのではなくて、そうではないところも、どう効果があるのかを見積もる努力をすることによって、この削減方針とか計画の在り方も少しずつ変わってくるかもわからないですね。

私、個人的には、雨が降ったときの汚濁負荷量が東京湾にとっては非常に大きいんですけども、今まで、それはどう対策をすればいいかという具体的な方策がないから、わかりやすい点源を押さえたり、高度処理をすることかと言っていますけれども、一発、雨が降ったものがどんと入れば、その量当たりが NP でいれば、大きいのはみんなわかっているんですけども、それを削減するという対策は容易ではないんですよ。

ですから、それは東京都が頑張ると同時に、実は上流側の、ここは埼玉県も入っていますし、千葉県も入っているんですけども、更に言えば、上流側に行けばもっと別の県も入るんですよ。指定地域をどこまでやるのかといたら、川はつながっているんですから、上流までだと言いだ始めると、また收拾はつかないんですけども、ある意味、そういうところがあって、変な話で、実は利根川の上流側の窒素の濃度が高いんですよ。

ですから、そこが上がるとベースの窒素の濃度が高いので、雨が降る前から高い状況になるということは、上流側の森林の管理とか、そういうものが実は大きな負荷量の削減になるかもわからないという可能性もゼロではなくて、その窒素は、ひょっとしたら東京の排ガスが行っているのではないかという議論もありますし、それでは排ガス規制をした方がいいのではないかとか、科学的な知見があればそういうことができるんですけども、どこがどういう負荷量が入ってというのをもう少し、国の方でも精査中ですけども、東京都としても中身をもう少し定量化する努力をされると、こういった妥当性みたいなものとか、努力すべき重みづけをすることが明確になるのではないかなと思います。

○駒井委員 私もおっしゃるとおりだと思います。

法律上の話は、すごくわかります。一方で、自然的な循環とか物質収支とかを考えると、おっしゃるとおりで、そもそも、やはり自然の循環の中でどのくらい動いて、しかも森林から腐食がどう行っとか、こういった、少し全体像をつかむことも重要なのではないか。最初に言いたかったのはそういうことだったんですが、その中で人工的な負荷をいかに下

げていくかという努力をするという、数値が出ればすぐわかりやすいので、そういった試みも必要なのではないかなと思います。

○古米水質土壌部会長　そういうことで、これとは直接ではないですけども、これをよりよく審議するためには、今後そういったデータが整備されてくると。

○谷上緑施策推進担当部長　水質汚濁法の、これだけで東京湾の水質が改善するとは思っていませんので、今、言われたように、東京都の場合で言いますと、下水道の事業をどうやって進めていくかとか、東京湾のしゅんせつをどうやって進めるのか、それは港湾整備の方になってくるんですけども、あとは河川整備とかそういったところが、複合的になっていきますので、それはまた別のステージの方で進めていくということになると思います。

○古米水質土壌部会長　わかりました。

ほかに御意見とか御質問を含めてございませんでしょうか。

もし、ないようであれば、一応、今回の御提案いただいた資料4、総量規制基準に関する総量削減計画（案）と資料5、総量規制基準（案）が一応、ここで御承認いただいたということになりますので、それをパブリック・コメントに出すという手順に入って、御意見を踏まえた上で、また次回に審議をするという手順に入ろうかと思えます。

よろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○古米水質土壌部会長　それでは、そういうことですので、よろしければ、今後のスケジュールについて事務局の方から御説明いただけますか。

○小林水環境課長　それでは、私の方から、資料8をごらんいただきたいと思います。資料8で、「今後のスケジュール（案）」でございます。

本日の委員の先生方の議論を踏まえまして、今度はパブリック・コメントの手續に、9月上旬までいろんな意見を広くいただこうと思っております。

それが済みましたら、今度は第2回の部会で部会答申をいただきたいと思いますと考えてございます。

それが済みました後で、今度は区市町村長への意見聴取並びに環境大臣への同意をいただく。

その後、来年1月には告示等の手續を踏みまして、来年4月1日から新規増設施設等については適用、それから2年待ちまして、既設の施設に対する基準の適用というような運びでいきたいと考えております。

以上でございます。

○古米水質土壌部会長　今の今後のスケジュールについて、御質問はありますでしょうか。

パブリック・コメントに出す資料というのは、この資料4と資料5だけなんですか。これだと、見せられても普通の人はパブリック・コメントできません。

○小林水環境課長　そこは工夫したいと思えます。

○古米水質土壌部会長 パブリック・コメントというものが非常に重要なんですけれども、やることだけの目的のパブリック・コメントは、是非、避けていただいて、本当にパブリック・コメントが欲しい方々から、コメントをいただきたい方々にアクセスして、理解して、本当に理解していただくチャンスですし、よりいいものにしていただくチャンスでもあるので、是非、工夫をいただければと思います。

それでは、特にほかに御意見・御質問がないようですと、これで議事を終了したいと思えますけれども、全体を通して何か御意見があればお願いしたいと思えますが、よろしいですか。

(「はい」と声あり)

○古米水質土壌部会長 それでは、本日の議事はこれで終了となります。

最後になりますけれども、この水質土壌部会の運営要領の第3の2によりますと、「部会長に事故があるときはあらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する」ということの規定がございますので、私、部会長としましては駒井委員に職務代理をお願いしたいと思いますけれども、駒井委員、よろしいでしょうか。

○駒井委員 はい、結構でございます。

○古米水質土壌部会長 よろしくお願ひいたします。

それでは、以上をもちまして本日の議事を終了といたします。これで一応、事務局の方にお戻ししたいと思います。

○宮沢環境政策課長 長時間にわたりまして御審議いただきまして、誠にありがとうございました。

今後の予定でございますが、先ほどの資料8にもございましたとおり、10月中旬に第2回の水質土壌部会と環境審議会、本審議会の開催を予定してございます。

現在、事務局の方で日程調整させていただいておりますので、また決定次第、開催日時、詳細につきまして、メールなどを活用しまして御連絡申し上げたいと思えます。

それでは、これもちまして、本日、第1回水質土壌部会を閉会いたします。

誠にありがとうございました。

午前 11 時 48 分閉会